

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案について



「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」は、3月3日(火)に閣議決定され、第171回通常国会に提出されました。その改正案の概要を以下に示します。

(1) 土壌汚染の状況把握のための制度の拡充

- [1] 一定規模以上の土地であって土壌汚染のおそれのある土地の形質変更時における都道府県知事による土壌汚染の調査命令
- [2] 自主調査において土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、(2)の区域として指定し、適切に管理

(2) 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等

- [1] 土地の形質変更時に届出が必要な区域(形質変更届出区域)
- [2] 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域(措置実施区域)

(3) 汚染土壌の適正処理の確保

- [1] (2)の区域内の土壌の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、措置命令)
- [2] 搬出土壌に関する管理票の交付及び保存の義務
- [3] 汚染土壌の処理業についての許可制度の新設

(4) その他

- [1] 指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新等)
- [2] その他規定の整備
- [3] 施行期日(公布後1年以内)

当社では、土壌汚染調査や土壌の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2009年3月2日付 環境省ホームページ
2009年3月11日付 環境新聞

土壌環境箇所 明石康伸